

平成 22 年 4 月 28 日

各位

一般社団法人 iTECS 技術協会
理事長 極檀 邦夫

iTECS 技術協会 講習会修了証の更新について

1. 有効期限について

講習会修了証は、国交省の新設橋梁の強度測定をはじめ、調査時における資格証明書としても有効です。

iTECS 技術は、現地コンクリート構造物の健全性を診断するための技術ですので、多種多様な構造物を対象とする、つまり、現地、現物、現実を重視し経験を蓄積して信頼性を高めてゆく技術です。

国交省の非破壊微破壊による強度測定の要領の変更や、測定装置および測定・解析技術の変化に対応して頂くために、4 年間の有効期限を設けております。

講習修了者の皆様には、継続的に講習会を受講し、最新の技術と知見を共有していただきたいと望んでおります。

2. 更新の対象者

1 年以内に有効期限 4 年を迎える方（更新講習会の受講資格が得られます）

3. 修了証更新の手続き

有効期限の 1～2 ヶ月前頃に更新資格を保有する方に事務局よりご連絡いたします。ウェブサイトから更新申込書をダウンロードして頂き、必要事項を記載の上、事務局まで提出してください。

なお、更新手続きが完了した方には、証書とあわせてカード型修了証を発行しますので、顔写真（データ可）が必要になります。

4. 開催予定の講習会について

講習会の開催予定及び募集は、iTECS 技術協会のウェブサイトに掲載いたします。

なお、「スキルアップ講習会、実力養成講習会、地域講習会」の 1 日目のカリキュラムも「更新講習会に準じる講習会」とします（1 日目のみを受講するということも可能です）

5. 更新手数料について

「更新講習会」の受講料は、協会員、非会員とも 10,000 円を予定しています。

（スキルアップ講習会などで、2 日目以降も受講される方は別途費用が必要です）

また、更新手数料（カード発行費用込）は 2,000 円になります。

6. 有効期限の延長について

有効期間内に、下記の講習会を受講された方は有効期限を延長します。

- ①iTECS 技術講習会（H18 年第 2 回～H20 年度第 4 回まで）
- ②スキルアップ講習会
- ③実力養成講習会
- ④熊本地区講習会
- ⑤大阪地区講習会

最新の講習会の受講日から 4 年間で新たな有効期間となります。

7. 失効について

有効期間内に「更新講習会」を受講されなかった方の資格（修了証）は失効となります。

ただし、再度、土木研究所と共催の講習会を受講されるか、「更新講習会」、「更新講習会に準じる講習会」を受講されれば、その日から 4 年間で新たな有効期間として修了証を発行します。

修了証更新に関するご質問は事務局までお願いいたします。

一般社団法人 iTECS 技術協会事務局

担当 山下・池端

info@itecs.jp

029-847-1861